

熊本地震復興キャンペーン（仮称）に係るロゴ等募集について

平成28年5月23日

(公社) ツーリズムおおいた

1、目的

今年4月の地震により本県の観光客数は激減し、県内の地域消費に大きく影響を与えることとなった。そこで、風評を払拭しおんせん県おおいたへの誘客を更に促進させるとともに、おもてなし体制を確立するため復興キャンペーン（仮称）を実施する。

実施に当たり効果的かつ魅力的なキャンペーンとするため、キャッチフレーズ・ロゴ・ポスター案を募集する。

2、募集主体

(公社) ツーリズムおおいた

3、募集内容

「おんせん県おおいた」の風評を払拭し「誘客促進」、「おもてなし」とともに農林水産物や物産等県産品を含めた大分県全体で行う総体的なプロモーションを印象付けるもので、自作未発表のものに限ります。

- (1) キャッチフレーズ
- (2) ロゴ
- (3) ポスター案（サイズ：B1、B2）

※おんせん県おおいたのロゴマークは使用可

※採用された提案者へポスター（B1サイズ200枚、B2サイズ1,500枚）の制作を依頼します。

4、応募規定

- (1) 応募は、郵送及びEmailにて受け付けます。
- (2) 応募は名称1点につき、別紙1により受け付けます。
- (3) それぞれ異なる作品に限り何点でも応募可とします。

<応募先>

〒874-0828 大分県別府市山の手町12-1 ビーコンプラザ内

(公社) ツーリズムおおいた

TEL : 0977-26-6250

Mail : tourism@we-love-oita.or.jp

5、応募期間

平成28年5月23日（月）～平成28年5月30日（月）12時必着

6、予算額

800千円以内

7、審査

募集主体において審査を行います。

8、参加資格

企画提案協議へ参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

①法人格を有するものであって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

③ 大分県から指名停止措置を受けていない者であること。

④ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者

ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者

⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。

⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

9、その他

- (1) 応募作品の著作権等に関する問題は、応募者の責任とします。
- (2) 採用作品に関する著作権は、募集主体に帰属します。
- (3) 採用作品の採用にあたり、提案の一部を補正する場合があります。
- (4) 採用作品は「おんせん県おおいた」への誘客促進のため、募集主体が作成するパンフレットやポスター、ポータルサイト、HP など多様な PR 資材に活用するほか、様々な広告媒体により広く活用させていただきたいと考えております。また、県や関係団体等の広報にも活用します。
作品の返却はいたしかねますのでご了承ください。

お問合せ

(公社) ツーリズムおおいた 麻生

TEL : 0977-26-6250